

武蔵野市学童クラブ条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年12月6日

提出者 武蔵野市長 邑 上 守 正

武蔵野市学童クラブ条例の一部を改正する条例

武蔵野市学童クラブ条例（平成10年12月武蔵野市条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前	改正後	説明
<p>（育成時間）</p> <p>第3条の2 学童クラブの育成時間は、授業の終了後から午後6時までとする。<u>ただし、土曜日にあつては午前9時から午後5時まで、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第29条の規定により武蔵野市教育委員会が定める休業日（土曜日を除く。）にあつては午前8時30分から午後6時までとする。</u></p>	<p>（育成時間）</p> <p>第3条の2 学童クラブの育成時間は、授業の終了後から午後6時までとする。<u>ただし、土曜日及び学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第29条の規定により武蔵野市教育委員会が定める休業日にあつては、午前8時から午後6時までとする。</u></p>	<p>ただし書の改正</p>
<p>2及び3 （略）</p>	<p>2及び3 （略）</p>	
<p>（学童クラブ育成料等）</p> <p>第7条 学童クラブに入会した児童の保護者は、学童クラブ育成料（以下「育成料」という。）として、児童1人につき月額<u>7,000円</u>を納入しなければならない。ただし、同一世帯で2人以上の児童が学童クラブに入会している場合の育成料は、1人を除いて児童1人につき月額<u>5,000円</u>とする。</p>	<p>（学童クラブ育成料等）</p> <p>第7条 学童クラブに入会した児童の保護者は、学童クラブ育成料（以下「育成料」という。）として、児童1人につき月額<u>8,000円</u>を納入しなければならない。ただし、同一世帯で2人以上の児童が学童クラブに入会している場合の育成料は、1人を除いて児童1人につき月額<u>6,000円</u>とする。</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>
<p>2及び3 （略）</p>	<p>2及び3 （略）</p>	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第7条第1項の規定は、平成29年4月分以後の月分の学童クラブ育成料について適用し、同年3月分以前の月分の学童クラブ育成料については、なお従前の例による。

(提案理由)

学童クラブ育成料の額を改定するほか、所要の改正をするものである。